

令和6年第2回 臨時 菊池市教育委員会会議録

日 時 令和6年3月29日（金）午後4時00分

場 所 教育長室

出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	生 田 博 隆
教育委員	森 智保美
教育委員	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	城 聡 子
教育部長	村 田 義 喜
学校教育課長	倉 原 桂 一
生涯学習課課長	川 口 克 明
学校教育課課長補佐	岩 根 貴 史

10人

日 程

1. 開 会

2. 議案案件

議案第5号 菊池市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について(学校教育課)

議案第6号 菊池市小中学校遠距離通学費補助金交付要綱 の一部を改正する要綱の制定について(学校教育課)

議案第7号 菊池市史跡調査検討委員会条例及び菊池市市民会館あり方検討委員会条例の一部を改正する条例の制定について(生涯学習課)

議案第8号 菊池市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について(生涯学習課)

議案第9号 菊池市生涯学習推進本部設置要綱等の一部を改正する要綱の制定について(生涯学習課)

議案第10号 菊池市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令の制定について(生涯学習課)

3. その他

4. 閉会

開会

音光寺教育長 皆さん、御起立ください。

ただいまから令和6年第2回臨時菊池市教育委員会会議を開会いたします。
どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

議案第5号を議題とし、事務局から説明をお願いします。

倉原課長。

倉原学校教育課長 資料の1ページをお願いします。

議案第5号 菊池適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

提案理由としましては、名称の追加及び令和6年度からの泗水中学校内の教育支援センター設置に伴い、要綱の一部を改正する必要があるものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条第2項の表中、「菊池教室」を「教育支援センター菊池教室」に、「七城教室」を「教育支援センター七城教室」に、「旭志教室」を「教育支援センター旭志教室」に、「泗水教室」を「教育支援センター泗水教室」に改め、同様に次のように加えます。

泗水中学校内教育支援センターの住所は泗水町豊水3490番地でございます。
次のページをお願いいたします。

第5条第1項中「在籍する」の次に「学校の」を加え、同条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条第3項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条に次の1項を加えます。

5、前各項の規定にかかわらず、泗水中学校内教育支援センターへの通級に限り、前各項に規定する手続を省略し、泗水中学校長の判断により通級を許可することができるものとする。

様式第3号を様式第4号とし、様式第4号を様式第3号とします。

付則、この要綱は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

音光寺教育長 ただ今の提案について何かご質問等ございますか。

なければ、採決いたします。

議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定します。

では続きまして、議案第6号を議題とし、事務局から説明をお願いします。

倉原課長

倉原学校教育課長 議案第6号についてご説明いたします。

資料の5ページをお願いいたします。

議案第6号 菊池小中学校遠距離通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

提案理由としましては、物価及び燃料費の高騰に伴い、補助金交付対象世帯の負担軽減を図るため、要綱の一部を改正する必要があるものでございます。

7ページの新旧対照表をお願いいたします。

第4条の表中「20,000円」を「25,000円」に、「15,000円」を「30,000円」に改める。

第5条中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加えます。

この要項の失効及び検討、2この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則、この要綱は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

音光寺教育長 物価及び燃料費の高騰ということで、自転車購入費を5千円、燃料費を1万5千円に上げるということです。

これについて質問及びご意見等ございますか。

なければ、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 次に、議案第7号から議案第10号は関連いたしますので、一括した議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

川口課長。

川口生涯学習課長 生涯学習課でございます。よろしくをお願いいたします。

議案の説明に入ります前に、お手元に一枚紙で議案第7号から第10号までの概要をご準備しております。そちらをご覧くださいと思います。

今回、組織改編がございますものですから、議案第7号では、条例を2本、議案第8号では規則を3本、議案第9号では要綱を3本、議案第10号では訓令を3本、合計計11本の例規改正を行うところでございます。

改正の理由といたしましては、まず1点目といたしまして、生涯学習課が生

涯学習課と文化課に分かれるものでございます。理由といたしましては、菊池史跡が国指定史跡として正式決定したこと、それから、文化財も非常に多く、地域での活動も盛んでございますので、文化を核とした地域活性化を進めていくということから、係りの格上げするものでございます。

2点目といたしまして、4つの公設公民館を生涯学習課の係と位置づけるものでございます。これはキクロスにおいて、公民館講座等の開催による生涯学習の推進が行われております。それから本庁の生涯学習課の社会教育係では、社会教育それから青少年健全育成などを行わせていただいております。それらを一緒にの課にすることで、より連携を深めて、効果を高めるということを目指すものでございます。

改正の主な内容といたしましては、組織改編によります、所管課等を改めるものが主でございます。その他文言の整理もでございます。施行日は令和6年4月1日からとさせていただきます。

それでは議案書の説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。議案第7号でございます。

菊池市史跡調査検討委員会条例及び菊池市市民会館あり方検討委員会条例の一部を改正する条例の制定でございます。

内容につきましては、10ページの新旧対照表でご説明いたします。

表にございますように、両条例とも、これまで、所管が生涯学習課でありましたものを、文化課に改めるものでございます。以上が議案第7号の内容でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

議案第8号、菊池市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定でございます。こちらも新旧対照表でご説明いたします。

14ページをご覧くださいと思います。

まず、第1条といたしまして、菊池市教育委員会事務局組織規則を改正するものでございます。規則の第2条、事務局に次の部、課等及び係を置くというところで、表がございまして、現行では、生涯学習課のところに、社会教育課係と文化振興係でございます。また、菊池市公民館という課がございまして、その下に4つの公設公民館があることになっておりますけれども、今回の組織改編に伴いまして、改正案の方で、生涯学習課の中に4つの公設公民館を係として置くこと。それから、文化課、文化振興係を新設すること、このような改正をさせていただくものでございます。

15ページに移らせていただきまして、別表第1では、それぞれの課の事務分掌を表しておるところでございますけれども、今回、現行の生涯学習課のところに、社会教育係と文化振興係がありましたものを、二つに分けまして、改正案の方では生涯学習課と文化課の事務分掌にしているところでございます。

なお、別途、16ページの下の方、別表第2からの改正につきましては、それぞれの公民館の名称に、菊池市ということで、係の名称を正しく入れたもの

でございます。以上が議案第8号の内容でございます。

続きまして20ページをご覧いただきたいと思います。

議案第8号の第2条関係、菊池市限府1番地複合施設条例施行規則の新旧対照でございます。こちら、これまで庶務を生涯学習課で行っておいりましたものを文化課で行うものでございます。また、21ページ、第3条関係、菊池市歴史教育専門員設置規則も同様の内容でございます。以上が議案第8号の説明でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

議案第9号、菊池市生涯学習推進本部設置要綱等の一部を改正する要綱の制定でございます。こちら新旧対照表でご説明いたします。

24ページをお願いいたします。

第1条関係、菊池市生涯学習推進本部設置要綱の改正でございます。

こちらは、第6条に、事務局の項目でございますけれども、そこに教育委員会中央公民館という名称がございますが、今回中央公民館が生涯学習課の係になりますものですから、その部分を削除するものでございます。

また、別表第2では、この生涯学習推進本部の役職を記しておるところでございますけれども、今回、中央公民館が生涯学習課の係になりますことから、副委員長の欄からは除くものでございます。また、25ページの上部の方になりますけれども、文化課が新たにできますことから、文化課長を追加するものでございます。同じく25ページでございますが、第2条関係菊池市生涯学習推進会議設置要綱でございますけれども、こちらの方は、事務局の所属自体は、変わりませんが、名称を生涯学習課菊池市中央公民館というものに改めるものでございます。また、下段の第3条関係菊池市市民会館あり方検討委員会における公募委員の選考に関する要領に関しましては、これまで庶務を生涯学習課で行っておいりましたのを文化課に改めるものでございます。26ページ上段の選考委員会の委員も、生涯学習課長から文化課長に改めるものでございます。以上が議案第9号の説明でございます。

続きまして、議案書27ページ、議案第10号菊池市教育委員会公印規程等の一部を改正する訓令の制定でございます。

こちら新旧対照表でご説明いたします。29ページをご覧いただきたいと思います。29ページ、第1条菊池市教育委員会公印規程の改正でございます。こちらは、現行改正案とも、保管課という欄を見ていただきたいのでございますけれども、現行では、菊池地区学校給食共同調理場や七城学校給食センターということで書いてございますが、これは係の名称でございます。保管課ということで、今回、学校給食管理室と改めさせていただいているものでございます。文言の整理でございます。同様に、30ページから32ページ上段までございますけれども、そのような形で、係の名称を課の名称に変えたもの、それから、生涯学習課所管であったものを文化課に改めたもの。それから、4つの公設公民館の所管であったものを、生涯学習課に改めたものということ

で、改正をさせていただいております。

続きまして、32 ページでございます。

第2条関係で、菊池市教育委員会事務局庶務規程でございます。

こちらは、文書番号発番の記号でございますけれども、現行では菊池市公民館の発番号がございますが、菊池市公民館という課は今回なくなりますものから、そこに改め、新しく文化課ということで、菊教文という、発番号をつけるものでございます。

最後に、33 ページでございます。

第3条関係、菊池市教育委員会再任用職員等の専門的な職の任用に関する取扱規程でございます。現行では、所管部署が菊池市公民館ということになっておりますけれども、今回の組織改編に伴いまして、所管部署を生涯学習課に改めるものでございます。以上が、議案第7号から第10号までの説明でございます。よろしく願いいたします。

音光寺教育長 議案第7号から第10号まで一括して説明していただきました。

ご質問等ございます。

ないようですので、採決いたします。

議案第7号から第10号は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第7号から議案第10号は原案どおり可決することに決定いたします。

本日の議事は以上となります。

次に、その他に入ります。事務局から何かありますか。

岩根課長補佐。

岩根課長補佐 1枚紙でお配りしております学校選択制導入の検討についてという資料を見ていただいでよろしいでしょうか。

前回の教育委員会議において、庁内の検討委員会の結果、学校選択制を見据えた検討について報告をさせていただいたところですが、今回、導入の検討に当たりまして、学校やPTA、学校運営協議会にお話をする前に、先に議会へ報告する必要がありますので、4月の議会月例会で、この学校選択制の導入について報告をしようと考えております。

音光寺教育長 この件について、何かご意見はございますか。

増永委員 熊本市教委がいくつかの学校で小規模校の特認制をやっている記事を見ましたけれど、今年初めてではなくて、今までやってきた学校があると思うので、熊本市の実績というか、計画がでているのかどうか。その辺も聞きたいので調査してもらっていいですか。

岩根課長補佐 わかりました。

音光寺教育長 それでは、その他になにかありますか。

岩根課長補佐 事務局からはございません。

音光寺教育長 それでは、会議を終わりたいと思います。
お疲れ様でした。

— 了 —